

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の 一部を改正する省令案（概要）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。）の一部を改正する省令案の概要は以下のとおり。

1 狩猟者登録の申請書に記載する事項の追加

規則第六十五条第一項に、次の事項を追加する。

（１）申請者が、申請日前一年以内の期間（※¹）に鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止又は法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整を目的として（※²）登録都道府県知事の管轄する区域を対象とする法第九条第一項の許可を受け、又は当該許可を受けた者（※³）の従事者として法第九条第八項の従事者証の交付を受けて、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者（以下「許可捕獲に従事した者」という。）である場合にあっては、その旨及び当該鳥獣の捕獲等を行った区域

※¹ 申請日前一年以内の期間に、直前の狩猟期間についての狩猟者登録において「許可捕獲に従事した者」として狩猟者登録を受けた場合は、当該「直前の狩猟期間についての狩猟者登録」の申請日から今期の狩猟者登録の申請日の前日までの間

※² 改正法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号））施行後（平成二十七年五月二十九日以降）は、「鳥獣の管理」を目的として

※³ 改正法施行後は、法第十四条の二第九項の規定により法第九条第一項の規定による許可を受けたとみなされる者を含む。

（２）申請者が法（※¹）第十八条の六第一項に規定する認定鳥獣捕獲等事業において捕獲等に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）であり、かつ、その所属する認定鳥獣捕獲等事業者が法第九条第一項の許可を受け（※²）、申請者がその従事者として、法第九条第八項の従事者証の交付を受けて申請日前一年以内の期間に登録都道府県知事の管轄する区域内において捕獲従事者として鳥獣捕獲等事業に従事した者である場合にあっては、その旨及び当該鳥獣捕獲等事業の実施区域

- ※¹ 改正法施行後の法をいう。以下この（２）及び２（２）において同じ。
※² 法第十四条の二第九項の規定により法第九条第一項の規定による許可を受けたとみなされる場合を含む。

2 狩猟者登録の申請書に添付する資料の追加

規則第六十五条第二項に、次の資料を追加する。

（１）上記１（１）に該当する者にあつては、従事した捕獲等に係る法第九条第一項の許可に係る法第九条第七項の許可証若しくは法第九条第八項の従事者証の写し（※）又はこれに準ずる書面

※ 狩猟者登録の申請時に既に許可の有効期間が満了している場合は、法第九条第十三項に基づく報告が記載された許可証の写しに限ることを想定。

また、従事者には、自らが従事した捕獲等について、法第九条第十三項に基づく報告と同様の情報の提出を求めることを想定。

（２）上記１（２）に該当する者にあつては、所属する認定鳥獣捕獲等事業者が受けた認定に係る認定証の写し、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する書面、所属する認定鳥獣捕獲事業者が登録都道府県知事の管轄する区域内において鳥獣捕獲等事業を実施したことを証する書面（※）及び当該事業に係る法第九条第一項の許可に係る法第九条第八項（法第十四条の二第九項において読み替えて適用される場合を含む。）の従事者証の写し

※当該事業の実施に係る契約書の写し等を想定。

3 狩猟者登録の区別

規則第六十六条第一項について、狩猟者登録は、狩猟免許の種類及び狩猟をする場所の区別に加え、上記１（１）又は１（２）に該当する者であるか否かの別ごとに行うものとする。

4 施行期日

- １（１）、２（１）及び３のうち１（１）に係る部分 平成27年4月1日
１（２）、２（２）及び３のうち１（２）に係る部分 平成27年5月29日